政令第三十九号

自衛隊法施行令及び航空法施行令の一部を改正する政令

内閣は、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百七条第三項及び航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百三十七条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（自衛隊法施行令の一部改正）

第一条　自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第百四十九条を次のように改める。

（航空法第六章及び第十一章の規定の適用の特例）

第百四十九条　自衛隊の使用する航空機（以下「自衛隊航空機」という。）及びこれに乗り組んで運航に従事する者についての航空法第六章及び第十一章（法第百七条第一項の規定により適用を除外される規定を除く。）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる航空法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六十三条	国土交通省令で定める	防衛大臣が国土交通大臣と協議して定める自衛隊の

	第六十四条	
量	国土交通省令	第七十六条第一項
航空機については、これらの者が協議して定める量	自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第七十八条第一項、第八十一条第二項、第八十二条、第八十二条の二若しくは第八十四条の規定による自衛隊の行動又は訓練のためやむを得ない必要があると認めて防衛大臣が国土交通大臣と協議して定める場合を除き、国土交通省令	次に掲げる事故が発生した場合には、国土交通省令で定めるところにより
	次に掲げる事故が発生し、当該事故が自衛隊の使用する航空機と自衛隊の使用する航空機等（自衛隊法第百七条第一項に規定する自衛隊の使用する航空機等をいう。以下同じ。）以外の航空機との間に発生した事故である場合には、国土交通省令で定めるところにより	

ただし、機長が報告することができないときは、当該航空機の使用者が報告しなければならない。			
ただし、機長の報告に代えて、防衛大臣がその旨の通報を行うことを妨げない。	当該国土交通省令で定める事態が自衛隊の使用する航空機と自衛隊の使用する航空機等以外の航空機との間に発生した事態である場合には、国土交通省令で定めるところにより	第七十六条の二	
国土交通大臣の許可を受けた場合	離陸し、又は着陸しようとする場所が地上若しくは水上の人若しくは物件又は他の航空機に危険を及ぼすおそれがないと防衛大臣が認めたとき	第七十九条ただし書	
国土交通省令で定める	防衛大臣が定める	第八十四条第二項	

第八十八条及び第百三十二条の八十六第一項第二号	国土交通省令で定める	防衛大臣が国土交通大臣と協議して定める
第百三十二条の九十第二項	当該事故	当該事故が自衛隊の使用する無人航空機と自衛隊の使用する航空機等以外の航空機又は無人航空機との間に発生した事故である場合には、当該事故
第百三十二条の九十一	国土交通省令で定めるところにより	当該国土交通省令で定める事態が自衛隊の使用する無人航空機と自衛隊の使用する航空機等以外の航空機又は無人航空機との間に発生した事態である場合には、国土交通省令で定めるところにより

2　装備移転航空機（法第百七条第一項に規定する装備移転航空機をいう。）及びこれに乗り組んで運航に従事する者についての航空法第六章及び第十一章（同項の規定により適用を除外される規定を除く。）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ

ぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六十三条	
国土交通省令で定める量	防衛大臣が国土交通大臣と協議して定める装備移転航空機（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百七条第一項に規定する装備移転航空機をいう。以下同じ。）である航空機については、これらの者が協議して定める量
第七十六条第一項	
次に掲げる事故が発生した場合には、国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣に	次に掲げる事故が発生し、当該事故が、装備移転航空機である航空機と自衛隊の使用する航空機等（自衛隊法第百七条第一項に規定する自衛隊の使用する航空機等をいう。以下同じ。）以外の航空機との間に発生した事故である場合には国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣に、当該事故以外の装備移転航空機である航空機について発生した事故で

	第七十六条の二	第七十九条ただし書
	国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣に	国土交通大臣の許可を受けた場合
ある場合には防衛省令で定めるところにより防衛大臣に、それぞれ	当該国土交通省令で定める事態が、装備移転航空機である航空機と自衛隊の使用する航空機等以外の航空機との間に発生した事態である場合には国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣に、当該事態以外の装備移転航空機である航空機について発生した事態である場合には防衛省令で定めるところにより防衛大臣に、それぞれ	離陸し、又は着陸しようとする場所が地上若しくは水上の人若しくは物件又は他の航空機に危険を及ぼすおそれがないものとして、防衛省令で定めるところにより、防衛大臣の許可を受けた場合

第八十四条第二項	国土交通省令で定める	防衛大臣が定める
第八十八条及び第百三十二条の八十六第一項第二号	国土交通省令で定める	防衛大臣が国土交通大臣と協議して定める
第百三十二条の九十第二項	当該事故が発生した日時及び場所その他国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に	当該事故が、装備移転航空機である無人航空機と自衛隊の使用する航空機等以外の航空機又は無人航空機との間に発生した事故である場合には当該事故が発生した日時及び場所その他国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に、当該事故以外の装備移転航空機である無人航空機について発生した事故である場合には当該事故が発生した日時及び場所その他防衛省令で定める事項を防衛大臣に、それぞれ
第百三十二条の九十	国土交通省令で定める	当該国土交通省令で定める事態が、装備移転航空機

一	ところにより国土交通大臣に	である無人航空機と自衛隊の使用する航空機等以外の航空機又は無人航空機との間に発生した事態である場合には国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣に、当該事態以外の装備移転航空機である無人航空機について発生した事態である場合には防衛省令で定めるところにより防衛大臣に、それぞれ

（航空法施行令の一部改正）

第二条　航空法施行令（昭和二十七年政令第四百二十一号）の一部を次のように改正する。

別表備考中「使用する航空機」の下に「、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百七条第一項に規定する装備移転航空機」を加える。

附　則

この政令は、令和八年四月一日から施行する。